

洲本市公告第 70 号

地方税法第 20 条の 2 の規定により令和 8 年度軽自動車税納税通知書を下記のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 12 日

洲本市長 吉平 敏孝

1. 送達を受けるべき者の氏名

有限会社 丸栄商事、馬戸 毅、船瀬 祐樹、中谷 義男、大久保 友美、
古川 大翔、長尾 佳典

(計 7 件)

2. 送達すべき書類の名称

令和 8 年度 軽自動車税納税通知書

3. 上記の書類は洲本市役所税務課に保管し、いつでも送達を受けるべき者の申出により交付する。

(参 考)

- ・送達を受けるべき者の件数 7 件
- ・送達を受けるべき者の税額 70,600 円

- ・関係条文次のとおり

地方税法

第20条の2 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

- 2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。
- 3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

- ・住民基本台帳に登録されているが、返戻されたもの

馬戸 毅、長尾 佳典

(計 2 件)

- ・転出後居所不明及び住民票登録外者

船瀬 祐樹、中谷 義男、大久保 友美、古川 大翔

(計 4 件)

- ・法人

有限会社 丸栄商事

(計 1 件)